

本方針について

社会経済情勢の変化(人口減少・少子高齢社会の到来、産業構造の転換、公共投資を巡る環境変化、地球温暖化の深刻化など)による新たな都市の課題が発生



持続可能な都市形成を目指すための基本理念を「コンパクトなまちづくり」として、基本的な考え方を明らかにするため、2006(平成18)年7月に策定

基本理念

- 安全で快適な生活を持続可能とする都市の構築
- まちの中心に人も施設も各種機能もまとまったまちづくり

コンパクトなまちづくりの必要性

- ◇ 各種都市機能や公共交通サービスの維持
- ◇ 地域で持続可能な経済構造の構築
- ◇ 地域における生産性の向上
- ◇ 健康増進に資するまちづくり

見直しについて

国の動向

・立地適正化計画、地域公共交通網形成計画の作成に関する法改正
・頻発・激甚化する自然災害への対応や魅力的なまちなかを形成するための法改正

主な法改正(本方針策定以降)

- ◆「都市計画法」の改正【2006(平成18)年、2020(令和2)年】
- ◆「中心市街地の活性化に関する法律」の改正【2006(平成18)年】
- ◆「都市再生特別措置法」の改正【2014(平成26年)、2018(平成30)年、2020(令和2)年】
- ◆「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正【2014(平成26)年、2020(令和2)年】

本道が抱える課題

- ・地域公共交通の衰退
- ・都市のスポンジ化
- ・都市における災害の多発



新たに防災や交通の視点を加えるなど、安全・安心で魅力的である持続可能な都市形成を目指すための改定

コンパクトなまちづくりへの取組視点

【視点1】市街地の無秩序な拡大抑制

- ・区域区分制度の活用 ・市街化調整区域における土地利用規制
- ・非線引き都市の白地地域における土地利用規制 ・準都市計画区域の活用

現行と同じ

【視点2】既成市街地における都市機能の適正立地

- ・既成市街地における土地利用のあり方 ・大規模集客施設の適正立地
- ・都市計画提案制度への対応

【視点3】居住や都市機能の集積

- ・居住や都市機能の誘導 ・都市のスポンジ化対策 ・「北の住まいるタウン」による取組

居住についての誘導集積を追加

【視点4】まちなかの賑わいづくり

- ・中心市街地等の賑わいづくり ・まちなか活性化関連事業の促進
- ・みどりを活用した潤いのあるまちづくり ・良好な景観形成 ・居心地が良く歩きたくなるまちなか

周辺拠点を含めた賑わいづくり

【視点5】災害に強いまちづくり

- ・防災の観点からの都市計画 ・防災に留意した開発許可申請への対応
- ・公園・緑地等を活用した都市の防災機能の充実 ・防災に資する施設整備

新規追加

【視点6】持続可能な地域公共交通ネットワーク

- ・コンパクト・プラス・ネットワーク ・地域公共交通ネットワークの形成
- ・「整・開・保の方針」への位置づけ ・北海道総合都市交通体系調査の充実

コンパクトなまちづくりのイメージ

コンパクトなまちづくりのイメージ

